

令和4年11月9日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局
運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和4年10月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社あみ清産業
(3) 処分等の種類	文書指導
(4) 原因となった事故等の概要	<p>令和4年5月25日に隅田川の相生橋真下において、運航船「第十六朋丸」がカッターボートと衝突する事故が発生した。</p> <p>これを受け海上運送法第25条に基づく立入検査を実施した結果、見張りを適切に行っていなかったことや事故発生時の官公庁への報告が適切になされていなかったことなど、安全管理体制が十分でないことを確認した。</p>
(5) 処分等の内容	<p>下記①～④に係る措置について、文書にて報告するよう指導した。</p> <p>① 船長は、橋梁への接近に先立ち、乗組員（船内作業員を含む。）を船橋外に立たせ、先行、反航船の有無、動向及び橋梁下の潮位を確実に把握させること。</p> <p>② 運航管理者は、事故が発生した場合は、速やかに運輸局を含めた関係官署にその概要及び事故処理の状況を報告すること。</p> <p>③ 経営トップ自らが輸送の安全確保のために安全管理体制の継続的改善を図るとともに、関係法令等の遵守と安全最優先の原則を徹底するための再発防止策を策定すること。</p> <p>④ 安全統括管理者及び運航管理者は、輸送の安全確保が重要であることを自覚し、自らの責務を再認識するとともに、今回のような事案の再発防止のため、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、記録すること。</p>